

事業 優先順位		7	細事業:資格給付管理事業				整理 番号		01	
目的		社会保険喪失など国保加入時における加入資格点検、レセプトの資格点検や内容点検などを行うことにより、国保被保険者資格の適正な管理と医療費請求の適正化を図る。								
目標		社会保険喪失など国保加入時における加入資格点検、レセプトの資格点検や内容点検などを行うことにより、国保被保険者資格の適正な管理と医療費請求の適正化を図る。								
事業 実施主体		直営	事業開始 年 度	昭和47年度以前	根拠 法令	国民健康保険法				
事業費・財源				平成24年度	比 較				平成24年度	比 較
	事業費（決算額）（千円）			26,523				総コスト（千円）		45,329
	財源 内訳	一般財源		25,283			内 訳	事業費		26,523
		国府支出金		1,240				人件費		18,806
		地方債		0				公債費		0
		その他特定財源		0				一人あたり（円）		402
				0			世帯あたり（円）		961	
				0			職員数（人）		2.37	
				0			再任用職員数（人）		0.00	
今後の方向性		国保の加入脱退等にかかる手続きを適正に行い、また、レセプト点検などにより医療費の支出の適正化を図る。								
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	国保被保険者					
	A	A	B							

事業：資格給付管理事業

1. 資格給付管理事業

すべての国民が何らかの医療保険制度の対象となる国民皆保険体制が昭和36年4月に確立されて以来、国民健康保険は、地域医療の確保と住民の健康増進に大きく貢献し、極めて重要な役割を果たしている。

しかしながら、国民健康保険を取り巻く状況は、加入構造上、高齢者や低所得者の占める割合が高く、他の医療保険制度に比べ財政基盤が極めて脆弱な状態にある。こうした中、平成15年度に平成17年度までの措置として拡充強化された保険基盤安定制度、国保財政安定化支援事業及び高額医療費共同事業が継続され、平成18年10月からは、府内の負担の平準化、財政の安定化をはかる目的で保険財政共同安定化事業が実施され、平成20年4月からは、前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を、各保険者の加入者数に応じて財政調整する措置などが講じられているところである。保険者は、限られた財源のなかで、効率的かつ安定的な制度運営をすることが、引き続き求められている。

このため、安定的な財政運営を図り、より一層健全財政を維持していくため、医療給付の適正化を推進するなど、以下の施策を実施した。

細事業：資格給付管理事業

1. 資格給付管理事業

保険給付の適正化として、診療報酬明細書（レセプト）の資格点検（専任嘱託員）及び内容点検（委託業務）を実施し、適正な給付事務を行い、医療機関からの過誤調整並びに被保険者による返納金、返戻金及び第三者行為に係る納付金の求償に努めた。

		過 誤 ・ 再 審 査	返 納 （ 戻 ） 金	第 三 者 行 為 納 付 金
一般分	件 数	4, 1 8 6件	1 2 8件	7件
	金 額	5 1, 2 1 1, 7 3 0円	9 5 8, 5 2 2円	9 7 3, 6 6 9円
退職分	件 数	1, 1 6 6件	0件	0件
	金 額	1 4, 6 6 1, 5 4 0円	0円	0円
合 計	件 数	5, 3 5 2件	1 2 8件	7件
	金 額	6 5, 8 7 3, 2 7 0円	9 5 8, 5 2 2円	9 7 3, 6 6 9円